

岡山県スポーツ少年団顕彰要綱施行基準

- 1 感謝状の贈呈は、当該年度の登録指導者（2019年度認定員・認定育成員含む）で、10年及び15年にわたり団の育成指導やその発展に貢献し、功績のあった者に対して行うものとする。
- 2 功労者表彰は、年度3名程度を原則とする。
- 3 表彰数は、市町村スポーツ少年団については年度2団体程度、単位スポーツ少年団については、年度5団体程度を原則とする。
- 1 功労者表彰の対象者は、県市町村常任委員・専門委員会委員、及び登録指導者（2019年度認定員・認定育成員含む）で、20年以上にわたり単位団の指導にあたった者ならびにスポーツ少年団の発展に特に寄与した者とする。ただし、次に該当するものは含まれない。
 - 前年度表彰式以前の退任・退団者
- 5 市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団表彰の対象は、登録後10年以上が経過した団体で、スポーツ少年団の発展に貢献した団体とする。
ただし、単位スポーツ少年団については、団員数がおおむね10名以上とする。
- 6 市町村スポーツ少年団及び単位スポーツ少年団表彰の対象は、既に文部科学大臣表彰又は日本スポーツ少年団顕彰を受けたことがない団体とする。
- 7 市町村スポーツ少年団が推薦する要綱2の(2)及び2の(3)中単位スポーツ少年団の数は、前年度登録数に基づき別表のとおりとする。
- 8 受賞のための旅費は支給しない。

別表

区 分	登 録 数	推 薦 者 数
功 労 者	249人以下	1人以内
	250人から 499人以下	2人以内
	500人以上	3人以内
単 位 団	49団以下	1団体以内
	50団から 99団まで	2団体以内
	100団以上	3団体以内

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 3 この基準は、令和2年4月1日から施行する。